

燃料油メーター 取引又は証明用  
第3部：微流量燃料油メーター

正 誤 票

区分	位置	誤	正
目次		5.7 温度換算装置 ..... 5	削除
本体	5.5 c) 1)	<p>1) アナログ指示機構 アナログ指示機構は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 目盛線の太さは、0.2 mm 以上とする。</li> <li>－ 指針の回転方向は、時計回りとする。</li> <li>－ 指針の先端部と目盛板との間隔は、3 mm を超えてはならない。</li> <li>－ 指針の先端部が目盛線に重なり、又は目盛線に達しなければならない。</li> <li>－ 指針の先端部の太さは、目盛線の最も細いものの太さの 1.5 倍を超えてはならない。</li> <li>－ 上位の指針の先端部の位置と、隣接する下位の指針が指示する計量値に相当する位置との食い違いは、上位の指針の目盛間隔の 1/3 を超えてはならない。</li> <li>－ ゼロ戻し機能をもつものは、表示がゼロに復帰したときのずれは、ゼロ目盛に隣接する目幅の 1/5 (その値が 2 mm 未満のものにあつては 2 mm とする。) を超えてはならない。</li> </ul>	<p>7 番目の－を全て削除</p> <p>1) アナログ指示機構 アナログ指示機構は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 目盛線の太さは、0.2 mm 以上とする。</li> <li>－ 指針の回転方向は、時計回りとする。</li> <li>－ 指針の先端部と目盛板との間隔は、3 mm を超えてはならない。</li> <li>－ 指針の先端部が目盛線に重なり、又は目盛線に達しなければならない。</li> <li>－ 指針の先端部の太さは、目盛線の最も細いものの太さの 1.5 倍を超えてはならない。</li> <li>－ 上位の指針の先端部の位置と、隣接する下位の指針が指示する計量値に相当する位置との食い違いは、上位の指針の目盛間隔の 1/3 を超えてはならない。</li> </ul>
	5.7	<p>5.7 温度換算装置</p> <p>温度換算装置をもつものにあつて、温度換算装置の基準とする温度は、15 °C とする。ただし、15 °C 以外の温度を使用する場合は、その基準温度を表記しなければならない。</p>	削除